

旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第2版）改訂箇所新旧一覧

項目番号	5/21 第1版(一部改訂版)	7/1 第2版
4(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務(テレワーク)や時差出勤等、人との交わりを低減する取組については、最低7割、極力8割という接触削減の目標の達成に向けて、①オフィスでの仕事は、原則として自宅で行えるようにすること、②やむを得ず出勤が必要な場合も、出勤者を7割は減らすこと、③取引先などの関係者に対しても、出勤者の数を減らすなどの取組みを説明し、理解・協力を求めることなど、テレワークの推進について積極的に活用すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務(テレワーク)や時差出勤等、人との交わりを低減する取組を継続すること。
6(3)⑦	<ul style="list-style-type: none"> ⑦お客様の健康管理、社員および添乗員等関係者の健康管理 ・出発前にお客様の体調確認(体温、体調チェック)を行い、発熱や感染の疑いのある症状を呈しているお客様には、旅行参加を遠慮していただく。 ・旅行中に体調不良となったお客様は、旅行から離団し、他のお客様への感染防止の対応を行うとともに、最寄りの保健所や医療機関に相談・受診できるよう事前に準備する。 ・体調不良となり離団したお客様が、旅行の出発地または自宅等に戻るために必要に応じた旅行サービスを手配できるよう準備する。 ・旅行中、要所要所での手洗い・うがいができるよう、適切な休憩場所等を選択する。 ・旅行中、お客様にはマスクの着用を要請する 等 	<ul style="list-style-type: none"> ⑦旅行参加者の健康管理、社員および添乗員等関係者の健康管理 ・出発前に旅行参加者の体調確認(体温、体調チェック)を行い、発熱や感染の疑いのある症状を呈している方には、旅行参加を遠慮していただく。 ・旅行中に体調不良となったお客様は、旅行から離団し、他の参加者への感染防止の対応を行うとともに、最寄りの保健所や医療機関に相談・受診できるよう事前に準備する。 ・体調不良となり離団した旅行参加者が、旅行の出発地または自宅等に戻るために必要に応じた旅行サービスを手配できるよう準備する。 ・旅行中、要所要所での手洗い・うがいができるよう、適切な休憩場所等を選択する。 ・旅行中、旅行参加者には熱中症予防に配慮の上、マスクの着用を要請する。 ・旅行参加者が旅行帰着後2週間以内に新型コロナウイルス陽性と診断された場合には、旅行会社へ連絡いただくよう依頼する。 ・旅行会社は感染者発生時に備え、旅行参加者もしくは契約者の連絡先情報を2週間保存する。